

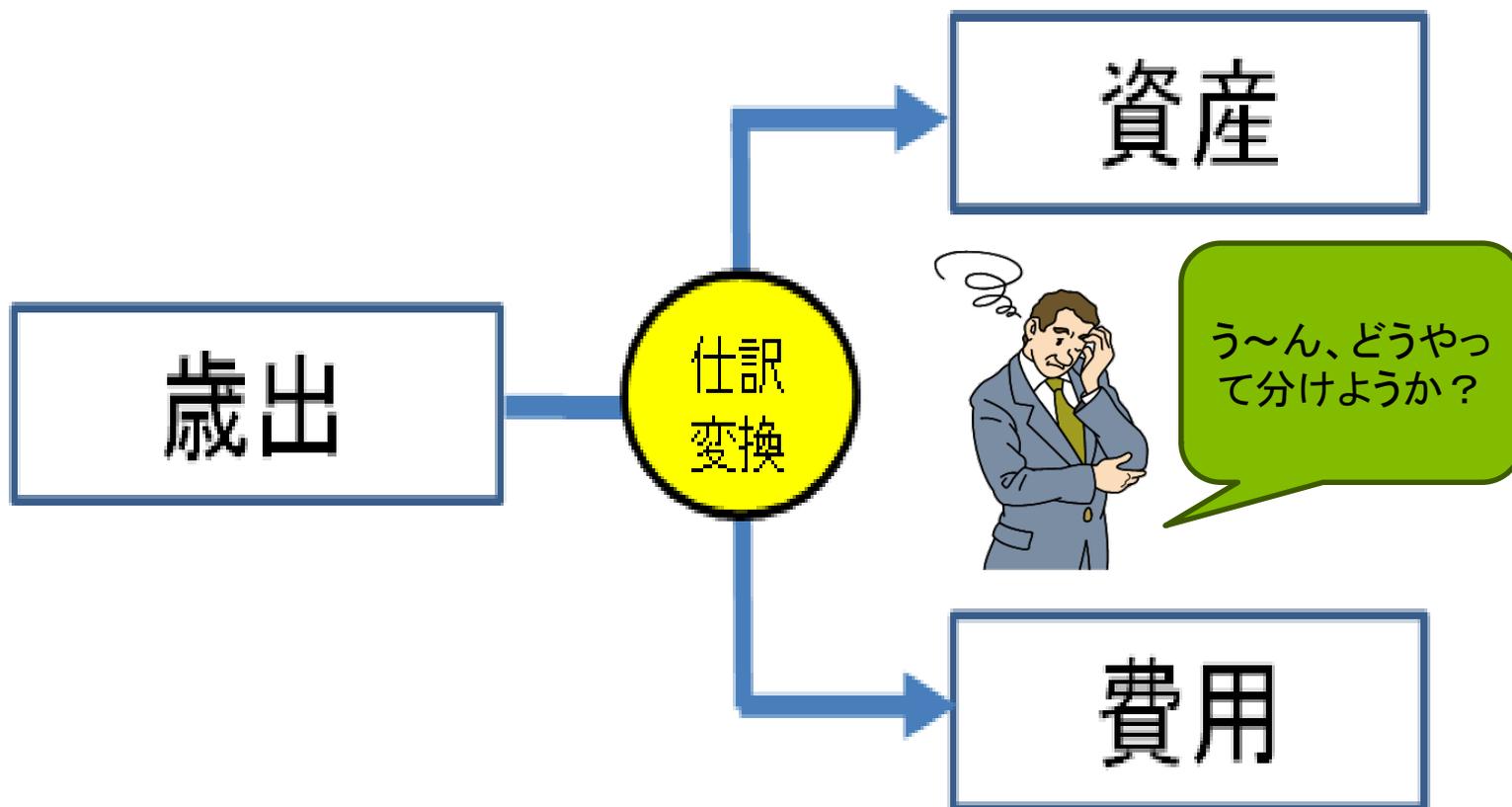
**和光市の公会計制度について  
～新公会計対応の新機軸「予算仕訳」と  
地方公会計標準ソフトウェアを活用した「固定資産台帳の正本化」～**

財政課副主幹 公認会計士 山本享兵

## 和光市の公会計制度(予算仕訳)について

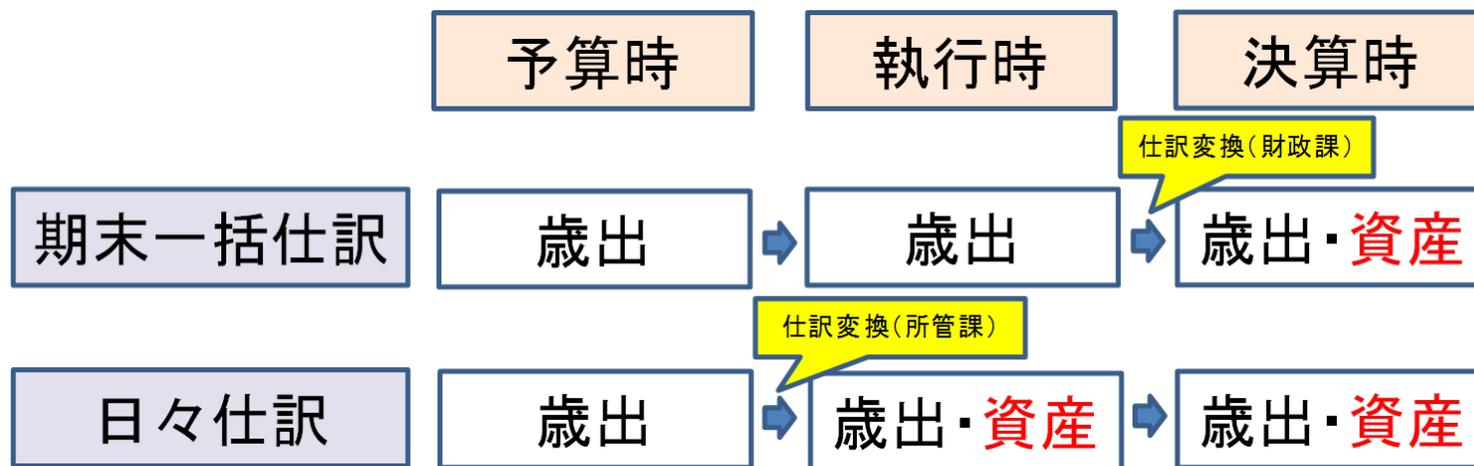
複式簿記と官庁会計との連携を図った公会計対応の新機軸「予算仕訳」について説明します。

# 新公会計制度のポイント ⇒ 歳出を資産と費用に分けること

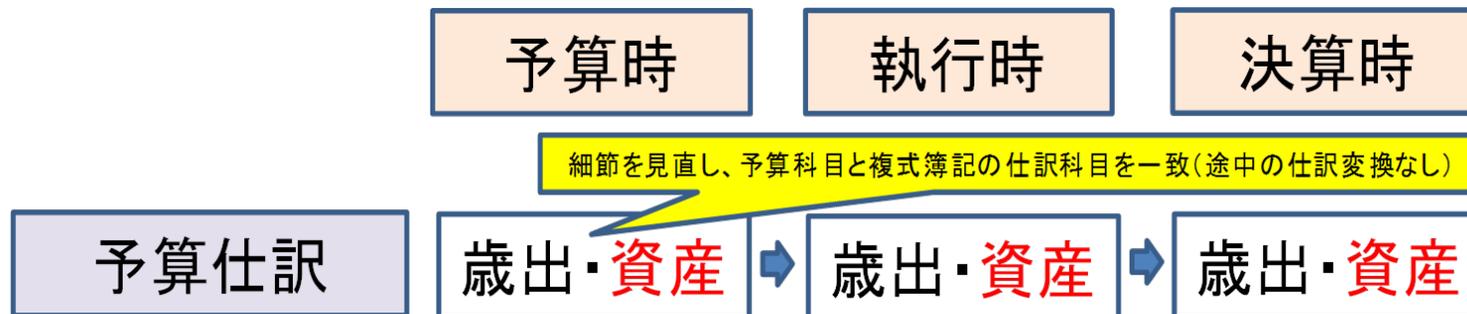


# 歳出を資産と費用に分けるアプローチの仕方

## 【先行事例】

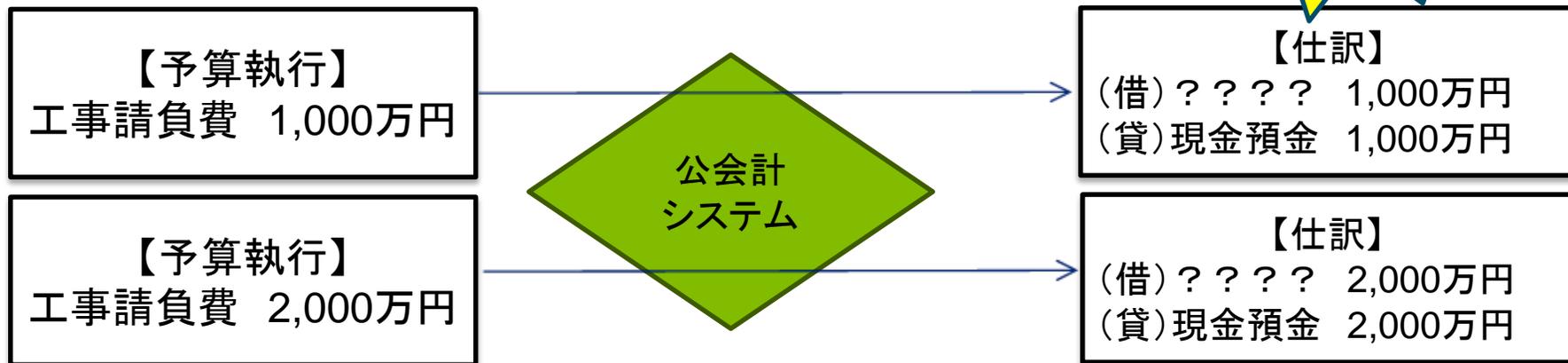


## 【和光市で導入した仕組み】

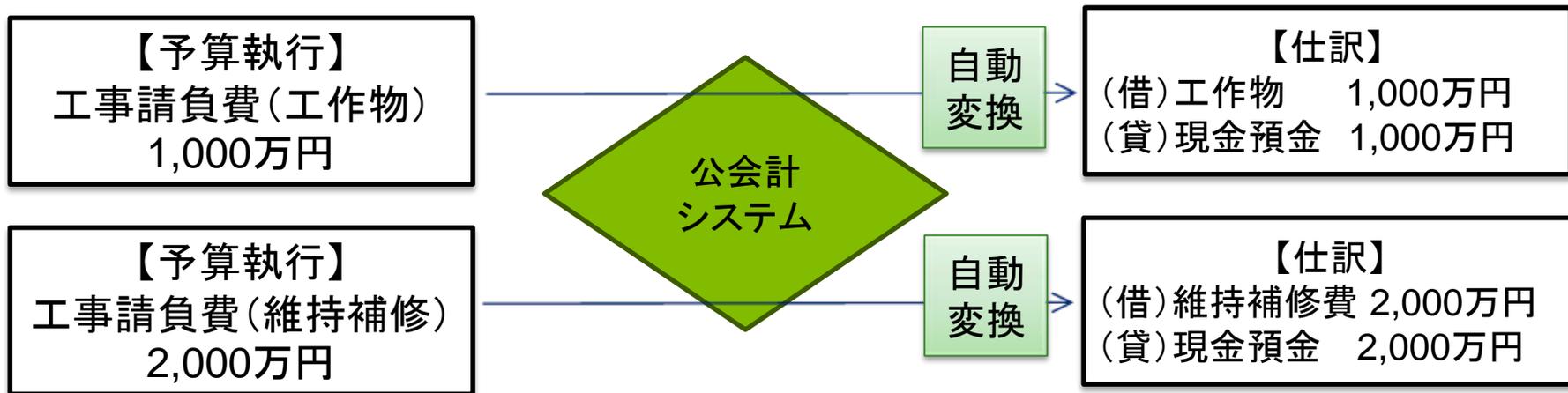


# 予算仕訳の考え方(イメージ)

## 【期末一括仕訳・日々仕訳(先行事例)】

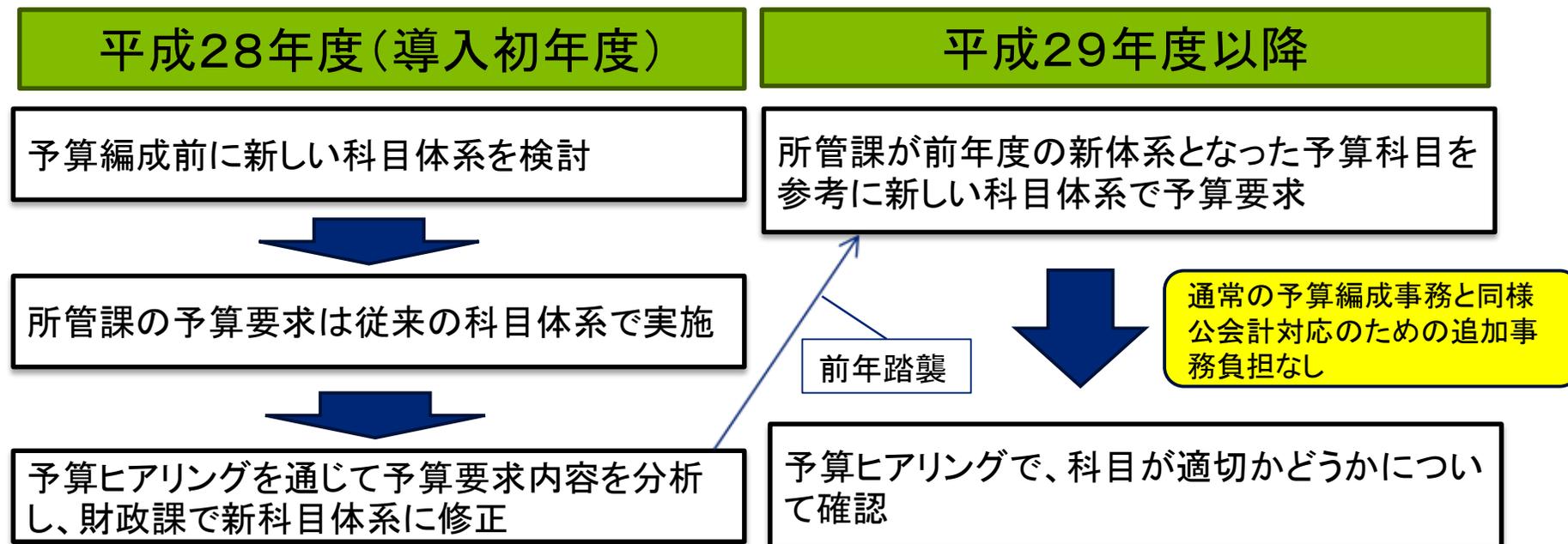


## 【予算仕訳(和光市)】



## 予算仕訳による財務事務への影響

- 複式簿記に対応した勘定体系とするため、平成28年度当初予算から、予算細節を追加。平成28年度当初予算の科目振替は予算ヒアリングを通じて財政課で実施。
- 和光市では総合振興計画の実施計画と予算編成が連動しているため、実施計画についても予算細節の見直しを反映しました。
- 今後は、新しい予算細節を用いて予算要求(実施計画入力)・予算執行を行っていくこととなります。基本的には平成28年度の当初予算で行われた予算科目の前年踏襲で対応可能となっています。
- 仕訳科目管理は「細節」で行い、その下の階層である「説明」の柔軟性は残しました。



## 需用費の予算細節の見直し

従来の細節06「修繕料」を細節06「修繕料(維持補修)」と細節09「修繕料(投資)」に分けました。「修繕料(投資)」を資産計上の対象とします。

旧細節体系		新細節体系	
No	名称	No	名称
01	消耗品費	01	消耗品費
02	燃料費	02	燃料費
03	食糧費	03	食糧費
04	印刷製本費	04	印刷製本費
05	光熱水費	05	光熱水費
06	修繕料	06	修繕料(維持補修)
07	賄材料費	07	賄材料費
08	医薬材料費	08	医薬材料費
		09	修繕料(投資)

- ① 1件あたり50万円(税抜)未満の需用費の修繕料は、「修繕料(維持補修)」とします。  
(以下、50万円以上の修繕について)
- ② 修繕によって、新品時よりも機能が高まるものは「修繕料(投資)」とします。
- ③ 設備全体を新品に入れ替えるものは「修繕料(投資)」とします。
- ④ 部品交換程度であれば「修繕費(維持補修)」とします。
- ⑤ 一定期間使用したときに行う分解修理や点検、整備であるオーバーホールについても、通常の使用のための維持管理と解釈して、原則的には「修繕費(維持補修)」とします。

なお、基本的には、上記の判断で「修繕料(維持補修)」にならないものは、需用費ではなく工事請負費となる場合が多いため、「修繕料(投資)」となるものはほとんどないということを想定しています。

# 工事請負費の予算細節の見直し

工事請負費を公会計における資産の勘定科目別に細節を分けます。

旧細節体系		新細節体系	
No	名称	No	名称
01	単独事業費	01	単独事業費(建物)
02	補助事業費	02	補助事業費(建物)
		03	単独事業費(建物付属設備)
		04	補助事業費(建物付属設備)
		05	単独事業費(工作物)
		06	補助事業費(工作物)
		07	単独事業費(備品取付)
		08	補助事業費(備品取付)
		09	単独事業費(造成)
		10	補助事業費(造成)
		11	単独事業費(当年度未成)
		12	補助事業費(当年度未成)
		13	単独事業費(維持補修)
		14	補助事業費(維持補修)
		15	単独事業費(解体工事)
		16	補助事業費(解体工事)

後述

資産の解体・撤去を伴う工事

建物の新築や増築に関わる工事請負費等。  
H28当初予算では、「第二中学校給食室改築工事」が該当します。

備品を取り付ける工事。  
防犯カメラ設置工事などが該当します。

土地の造成に関する工事。  
土地の取得価額に上乗せします。

翌年度以降に関連する工事があるもの。  
H28当初予算では、「アーバンアクア公園整備」が該当します

**前述の修繕料の判断基準で**、「修繕料(維持補修)」に判定されるような工事。  
緊急工事費や水路浚渫工事が該当します。

## 備品購入費の見直し

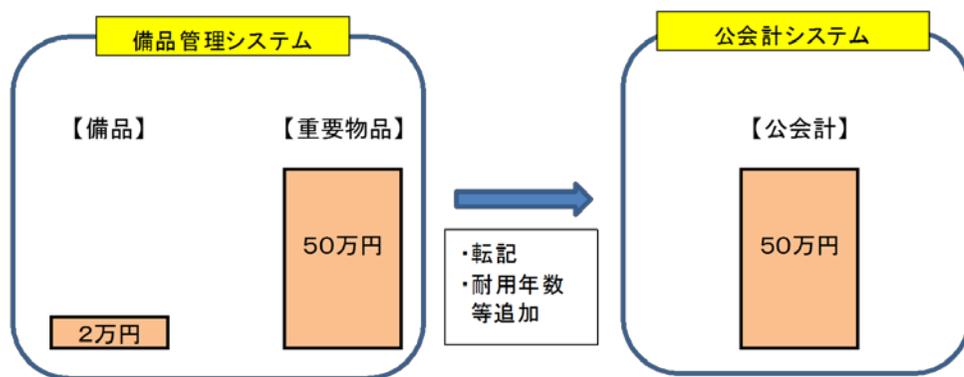
備品購入費については、細節の見直しは行うのではなく、備品購入費の対象となる金額を変更(2万円⇒10万円)しました。

金額基準	予算科目	資産台帳更新
一品取得価格10万円(税抜)以上	備品購入費	必要
一品取得価格10万円(税抜)未満	需用費(消耗品費)	不要

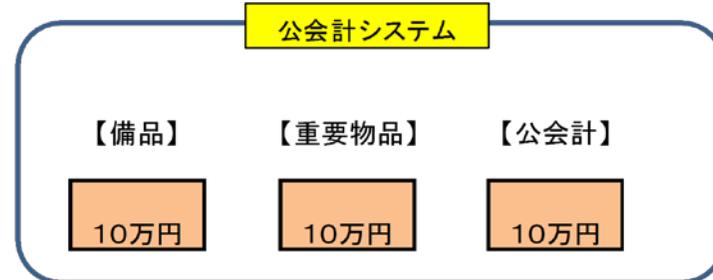
※: 国庫補助金等の条件などにより上記に拠り難い場合は、柔軟に対応します。

※: 予算時の見積金額より安くなり、金額基準を下回った場合でも、備品購入費のまま執行し、資産台帳を更新します。予算時よりも見積金額が高くなり、金額基準を超えた場合は備品購入費に流用します。

【見直さなかった場合懸念された状況(二重管理)】



【見直し後の状況(システム一本化)】



民間並みに備品管理基準を緩和し、備品管理の事務負担を軽減したうえで精度を高める効果も。

## 委託料の細節の見直し

委託料を資産の取得価額に算入する(付随費用といいます)ものを特定する観点などから細節を細分化しました。

旧細節体系		新細節体系	
No	名称	No	名称
01	業務委託料	01	業務委託料
02	医療業務委託料	02	医療業務委託料
03	設計・監理等委託料	03	設計業務委託料
04	施設維持管理委託料	04	施設維持管理委託料
05	施設入所等委託料	05	施設入所等委託料
		06	設計業務委託料(基本設計)
		07	監理業務委託料(建物)
		08	監理業務委託料(建物付属設備)
		09	監理業務委託料(工作物)
		10	監理業務委託料(造成)
		11	監理業務委託料(当年度未成)
		12	監理業務委託料(維持補修)
		13	監理業務委託料(解体工事)
		14	測量業務委託料
		15	測量業務委託料(基本設計)
		16	システム導入・改修委託料

- 設計業務委託料と監理業務委託料を分割。
- 設計業務委託料・測量業務委託料については、基本設計を資産計上対象外とするため分割。
- 監理業務委託料については工事請負費における区分に準じて分割。

- 10万円(税抜)以上のシステム導入・改修を「システム導入・改修委託料」に分割。
- ただし、法律上の義務への対応で、機能自体は改善しないシステム改修(法令改正に伴う計算式の微調整など)は業務委託料として資産計上の対象外(費用処理)とする。

# 公有財産購入費、補償・補填及び賠償金、投資及び出資金の細節の見直し

以下の節についても、予算仕訳の観点から細節を見直しました。

公有財産  
購入費

旧細節体系		新細節体系	
No	名称	No	名称
01	債務負担行為によるもの	01	土地購入費(債務負担行為)
02	その他のもの	02	土地購入費(その他)
		03	家屋購入費(債務負担行為)
		04	家屋購入費(その他)
		05	権利購入費(債務負担行為)
		06	権利購入費(その他)

補償・補填  
及び賠償金

旧細節体系		新細節体系	
No	名称	No	名称
01	補償金	01	補償金
02	補てん金	02	補てん金
03	賠償金	03	賠償金
04	前年度繰上充用金	04	前年度繰上充用金
		05	補償金(移転補償)

用地取得費と合わせて土地の取得価額に加えるために分割

投資及び  
出資金

旧細節体系		新細節体系	
No	名称	No	名称
01	投資及び出資金	01	出資
		02	有価証券購入

## 固定資産台帳に登録する予算科目(1/2)

以下のとおり、資産の形成に関わる予算科目が特定され、固定資産台帳登録対象が確実に把握できます。

節	細節	公会計資産科目	備考
11 需用費	09 修繕料(投資)	建物	
13 委託料	03 設計業務委託料	建設仮勘定(※1)	区画整理除く
13 委託料	07 監理業務委託料(建物)	建物	
13 委託料	08 監理業務委託料(建物附属設備)	建物	
13 委託料	09 監理業務委託料(工作物)	工作物	区画整理除く
13 委託料	10 監理業務委託料(造成)	土地	
13 委託料	11 監理業務委託料(当年度未成)	建設仮勘定(※1)	
13 委託料	14 測量業務委託料	建設仮勘定(※1)	区画整理の画地確定測量等を除く
13 委託料	16 業務委託料(システム導入・改修)	ソフトウェア	
15 工事請負費	01 単独事業費(建物)	建物	
15 工事請負費	02 補助事業費(建物)	建物	
15 工事請負費	03 単独事業費(建物附属設備)	建物	
15 工事請負費	04 補助事業費(建物附属設備)	建物	
15 工事請負費	05 単独事業費(工作物)	工作物	上下水道事業会計で資産計上されるもの、道路附帯設備(街灯、ガードレール、標識等)、私道補修は除く。
15 工事請負費	06 補助事業費(工作物)	工作物	

※1:建設仮勘定は、未完成の工事を記録しておく科目。完成年度に、建物や工作物などの科目に振り替え処理を行います。

## 固定資産台帳に登録する予算科目(2/2)

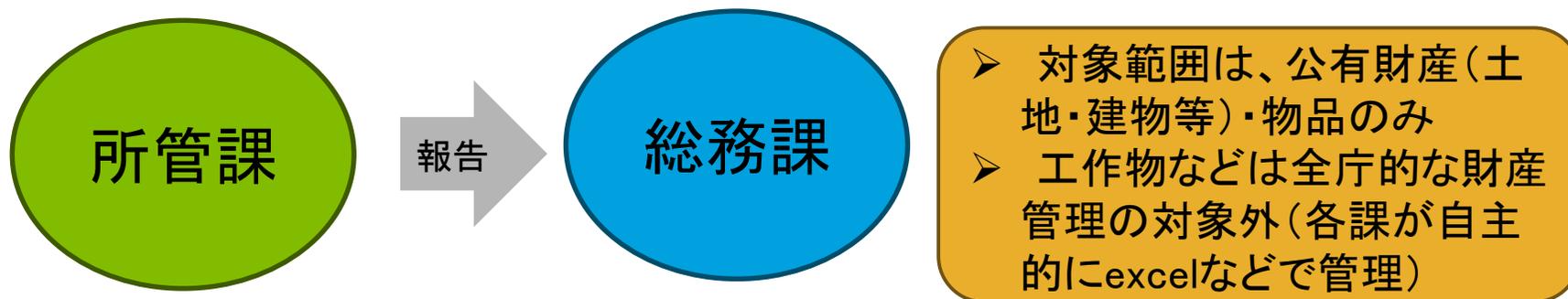
以下のとおり、資産の形成に関わる予算科目が特定され、固定資産台帳登録対象が確実に把握できます。

節	細節	公会計資産科目	備考
15 工事請負費	07 単独事業費(備品取付)	備品	
15 工事請負費	08 補助事業費(備品取付)	備品	
15 工事請負費	09 単独事業費(造成)	土地	区画整理事業の宅地造成工事費は対象外(市有地以外が大半を占めるので)
15 工事請負費	10 補助事業費(造成)	土地	
15 工事請負費	11 単独事業費(当年度未成)	建設仮勘定	
15 工事請負費	12 補助事業費(当年度未成)	建設仮勘定	
17 公有財産購入費	01、02 土地購入費	土地	土地開発公社への償還金は除く
17 公有財産購入費	03、04 家屋購入費	建物	
17 公有財産購入費	05、06 権利購入費	無形固定資産	
18 備品購入費	全て	備品	
22 補償・補填及び賠償金	05 補償金(移転補償)	土地	区画整理事業の移転補償費は対象外(市の用地の取得ではないので)

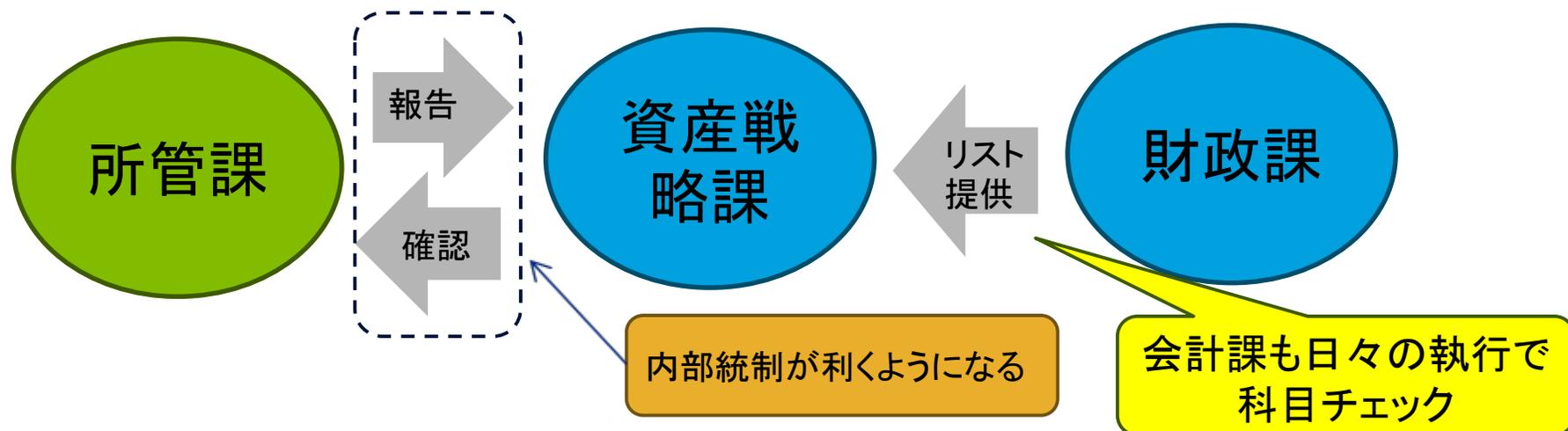
## 資産管理のあり方がどのように変わるのか

- 資産情報の更新が仕組みとして漏れなく行えるようになる。
- 地方自治法上の財産管理の規定から抜けていた資産も全庁的に管理

(従来の財産管理) 財務データと紐付かないので所管課からの報告頼りになっていた



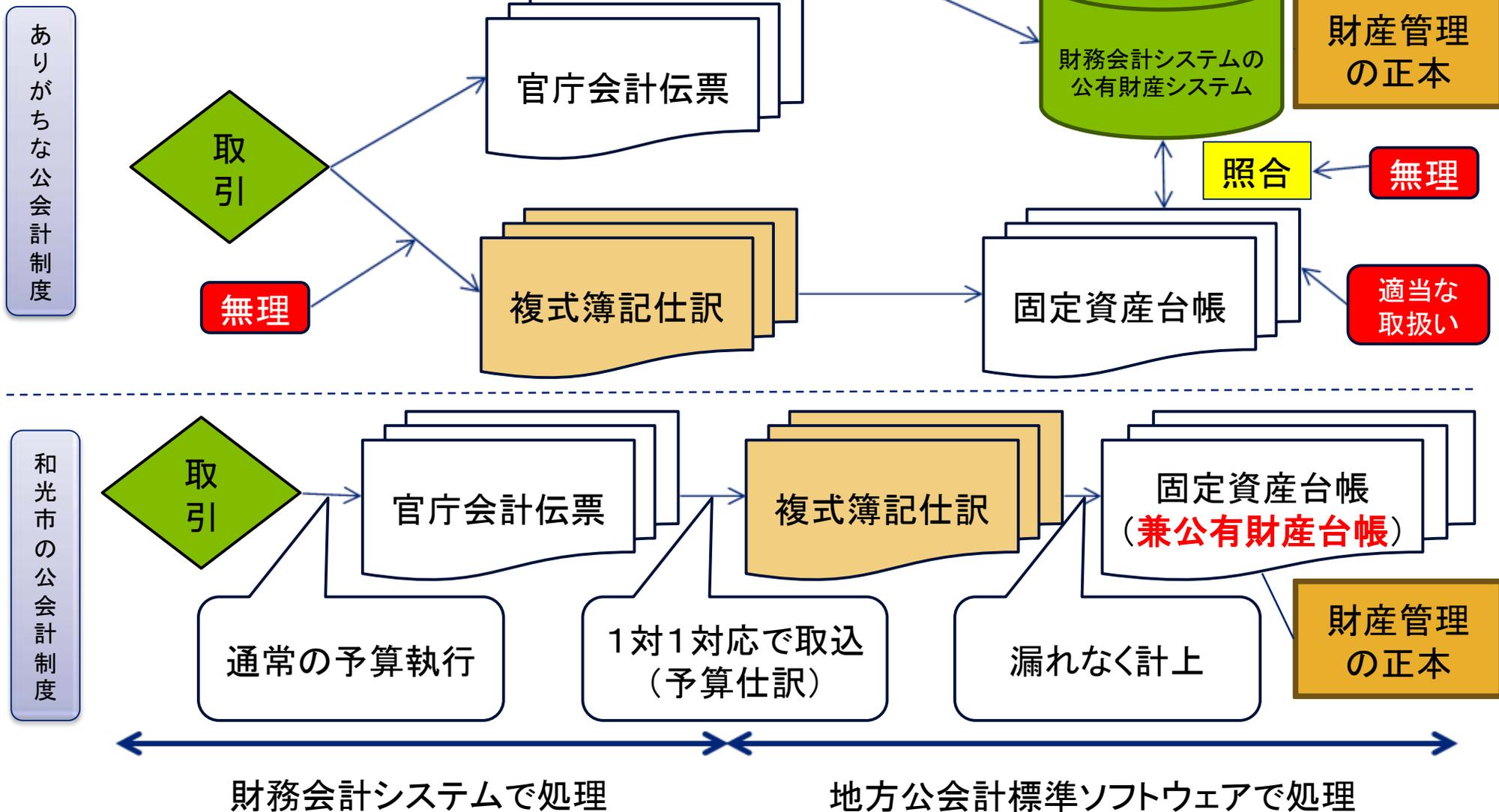
(公会計導入後) 財務データに基づき資産管理を行うので漏れなく適時に把握できる



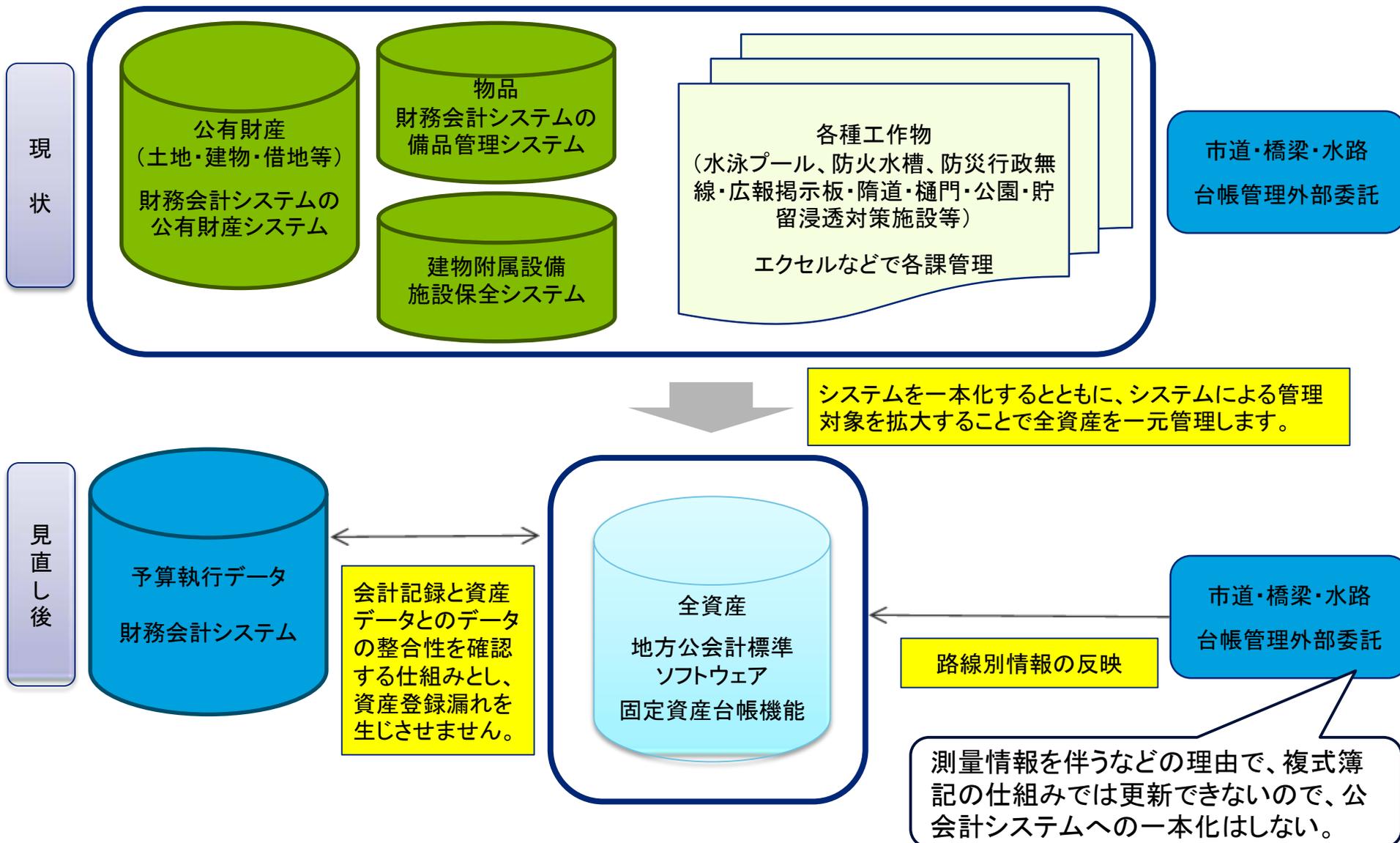
## 地方公会計標準ソフトウェアを活用した「固定資産台帳の正本化」の取り組み

「予算仕訳」で把握された仕訳情報を元に、公会計の固定資産台帳を市の財産管理にあたっての正本としていく取り組みについて説明します。

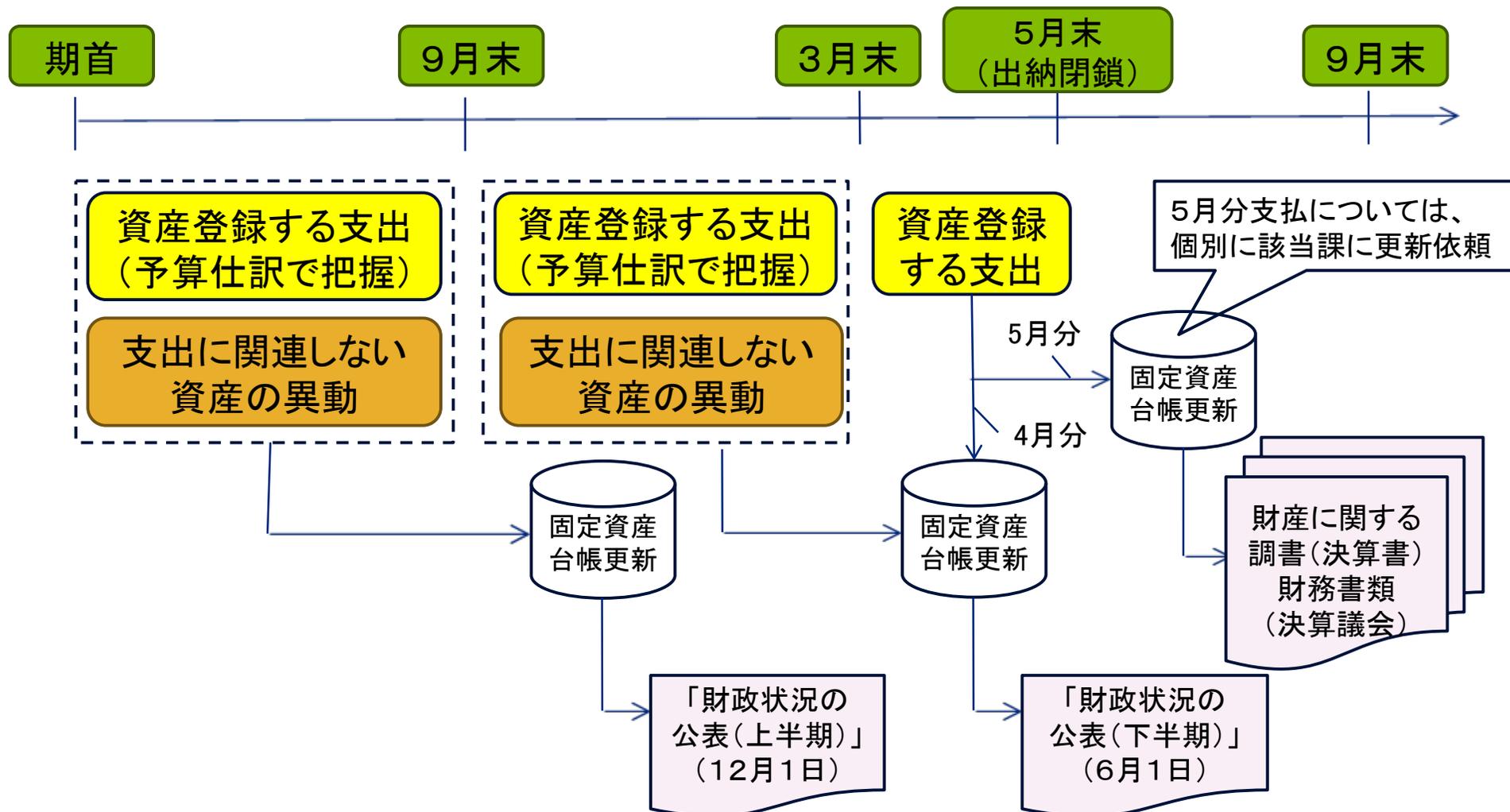
# よくある失敗例との比較



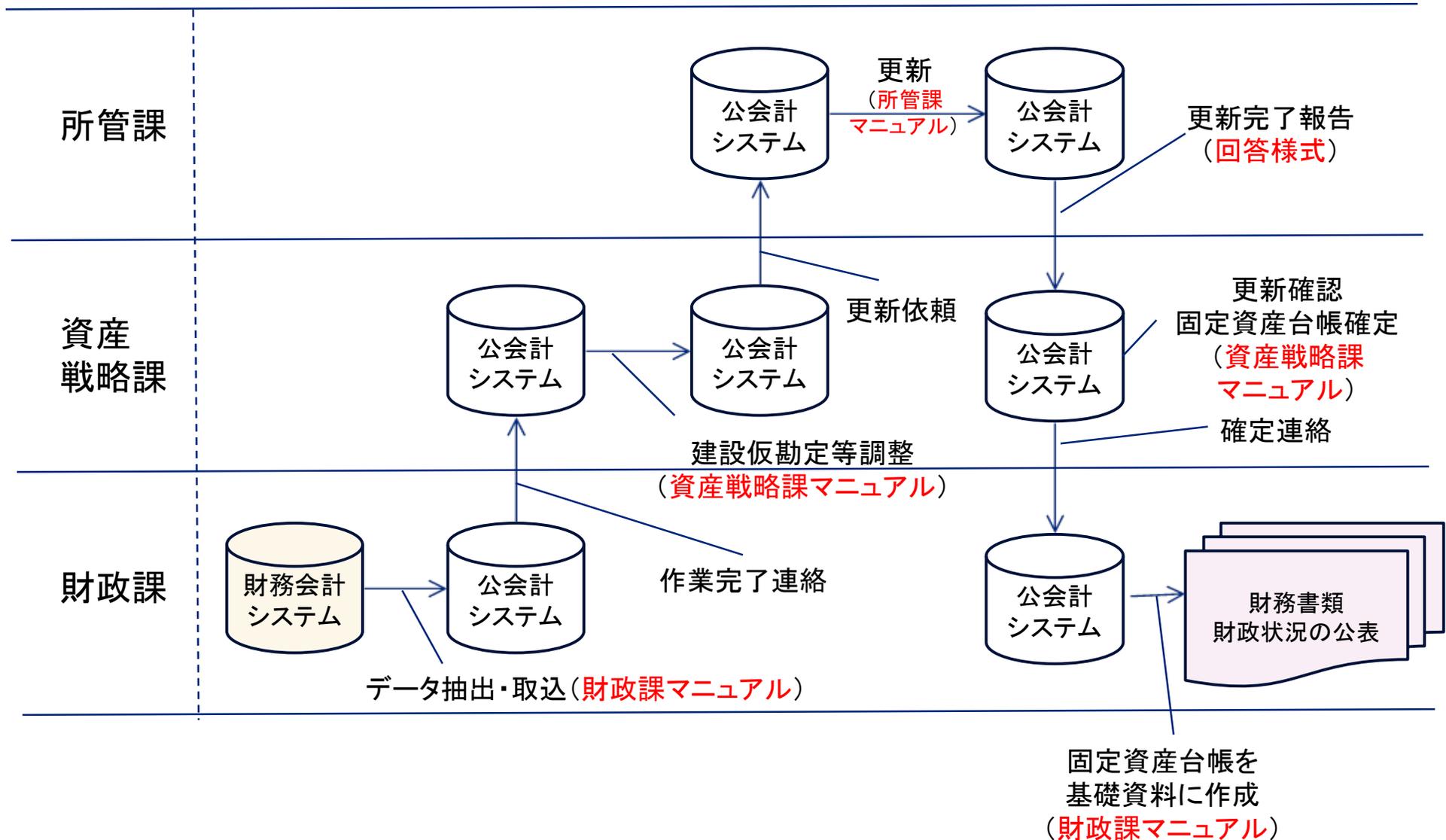
# 公会計対応を受けた庁内財産関連システムの最適化



# 具体的な更新実務 ～年間スケジュール～



# 具体的な更新実務 ～固定資産台帳更新時の事務フロー～



## 固定資産台帳公表内容

固定資産台帳の公表は、個人情報保護などの観点から項目を精査(購入先情報や契約先情報、借地条件などは非公表)したうえで、利活用の観点から以下の順序に体系的に並び替えて公表。市ホームページ(市政を身近に>市の財政・予算>決算)で公表。

### 【公表項目】 ※公表形式は利活用を意識してエクセル形式とした

基本的な情報	資産負債区分、資産負債区分名称、勘定科目コード、勘定科目名称、資産負債番号、資産負債枝番、資産名称
日付情報	取得年月日、償却開始年月日
金額情報	取得価額等、減価償却累計額、現在簿価、耐用年数分類、耐用年数分類の名称、耐用年数
物理的情報	所在地、市道・水路:始点、市道・水路:終点、数量((延べ床)面積)、数量の単位、建物:非木造面積、建物:木造面積、階数(建物)、建物:地下階数、地目コード、地目名称、用地の状況、所有関係区分、所有関係区分名称、所有割合、売却可能区分、売却可能区分名称、緯度、経度
属性情報 (セグメント分析用)	所属コード、部課名称、団体コード、団体名称、会計コード、会計名称、目的別資産区分、目的別資産区分名称、財産区分、財産区分名称、財産種別(土地・建物)、財産調書名称(土地・建物)、施設コード、施設名称、事業コード、事業名称、建物名称
その他	開始時評価方法